

【個人の場合】

1 所得税関係

寄附をした個人は確定申告によって所得税法上の「寄附金控除(所得控除)」(所得税法第78条第2項第3号該当)または「税額控除」(租税特別措置法41条18の3該当)を受けることができます。

- | | |
|-------|---|
| ①所得控除 | $\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の合計額と、その年中の総所得金額等(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額)の40%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額} \end{array} \right\} - 2,000 \text{ 円}$ |
| ②税額控除 | $\left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の合計額と、その年中の総所得金額等(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額)の40%相当額とのうち、いずれか少ない方の金額} \end{array} \right\} - 2,000 \text{ 円} \Bigg\} \times 40\%$ |

※税額控除の際の控除対象額は、所得税額の25%を限度とします

2 住民税関係

東京都の個人都民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定されています。ただし、個人都民税からの税額控除については、本会に寄附を行った翌年の1月1日現在、東京都内にお住まいの方に限られます。

- ①個人都民税税額控除 (寄附金額－2,000円)×4%に相当する金額
※都道府県・区市町村に対する寄附金等を含め、寄附金控除が受けられるのは、総所得金額等の30%までとなります。

3 確定申告書の記載にあたっては、所得税に係る「寄附金控除」欄への記入に加え、「住民税に関する事項」欄の「条例指定分 都道府県」欄に寄附金額を記入してください。

【法人の場合】

寄附した法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます(1、2の併用可)。なお、会計経理において必ず損金経理の実施が必要となります。

1 一般損金算入限度額(法人税法第37条第1項該当)

$$\{ \text{期末資本金等} \times 2.5/1,000 \times \text{事業年度の月数}/12 + (\text{所得金額} + \text{支出した寄附金額}) \times 2.5/100 \} \times 1/4$$

※上記の一般損金算入限度額は社会福祉事業を含めあらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

2 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額(法人税法第37条第4項該当)

社会福祉法人、学校法人及び試験研究法人等に対する寄附金は、その合計額について上記1の一般損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。

$$\{ \text{期末資本金等} \times 3.75/1,000 \times \text{事業年度の月数}/12 + (\text{所得金額} + \text{支出した寄附金額}) \times 6.25/100 \} \times 1/2$$

※この場合には、確定申告書に法人税法第37条第4項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表14の「寄附金の損金算入、試験研究法人等に対する寄附金及び指定寄附金に関する明細書」(用紙は税務署にあります)を添付してください。

*上記の措置を受けるため確定申告に際してこの領収書(所得税の寄附金税額控除を選択する場合は加えて「税額控除に係る証明書」)が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

*詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。